

# 入札仕様書（単価契約）

## 1 品名

乾燥弱毒生水痘ワクチン

## 2 規格

乾燥弱毒生水痘ワクチン

1人分/本（バイアル）

※製造元・販売元の指定は行わない。なお、次に該当する予防接種に適した針付シリンジ（針は25G）を添付して供給すること。

<針付シリンジ>

容量が1ml、目盛間隔が0.05ml、目盛に「0.5」又は「.5」と表示があり、0.5mlの目盛線が他の目盛線より太い又は長いものであること。

## 3 納入方法

- ① 受注者は納入したワクチンのロット番号を保健予防課へ連絡すること。また契約期間の途中でロット番号が変更となる場合も同様とすること。
- ② 医療機関は受注者へ電話連絡等により注文し、受注者は各医療機関へワクチン及び針付シリンジと併せて市が別途作成する予診票及び説明書を配達すること。なお、ワクチンと針付シリンジを組合せの形態にして納入はしないこと。また、針付シリンジについては、原則として医療機関への配達毎に添付文書を配付すること。
- ③ ②の注文受付は、毎週月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）の間とし、配達は原則として、月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。）とすること。
- ④ 受注者は、配達時に医療機関で納入伝票に印（又はサイン）をもらうこと。
- ⑤ 支払いは、当該月分を取りまとめ、翌月10日までに請求し、請求月の月末までに支払うこととする。請求に際しては、④の納入伝票の控えを添付すること。また、納入状況について、保健予防課の所定の様式で報告書を提出するものとする。
- ⑥ 市が購入する定期接種用のワクチンとその他医療機関が購入するワクチンとの区別を明確にすること。
- ⑦ 医療機関から返品申し出があった場合、市が購入するワクチンについては返品を受けないこと。また、その対応については受注者において行うものとする。
- ⑧ やむを得ない事情により、有効期限が差し迫ったワクチンを納入する場合は、速やかに保健予防課に連絡すること。また、配達時に納入先の医療機関へ情報提供すること。なお、納入については、①～⑦に準じて行うこと。
- ⑨ その他疑義が生じた場合は、保健予防課に連絡し、協議のうえ定めるものとする。

## 4 予定数量

5,500本

※予定数量には増減がある。

## 5 納入場所

福山市内医療機関（約70医療機関）

## 6 契約期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで